

鹿角市告示第29号

都市計画法第63条第1項の規定により、鹿角都市計画下水道事業鹿角市公共下水道事業計画を変更したので、同法第62条第2項の規定に基づき次のとおり告示し、関係図書を公衆の縦覧に供する。

1. 施行者の名称 鹿角市

2. 都市計画事業の種類及び名称

鹿角都市計画下水道事業 鹿角市公共下水道 湯瀬処理区

3 事業計画

イ、事業地

(1) 収用の部分
変更なし。

(2) 使用の部分
変更なし。

ロ、設 計 の 概 要 別添、「設計の概要を表示する図面」のとおり

ハ、事 業 施 行 期 間 自 昭和 63 年 12 月 6 日
至 令和 3 年 3 月 31 日

4 縦覧場所

鹿角市役所建設部 上下水道課

5 縦覧期間

自 令和 3 年 3 月 29 日
至 令和 3 年 4 月 11 日

令和 3 年 3 月 29 日

鹿角市下水道事業
鹿角市長 児 玉 一